

# 平成27年産の ゲタ・ナラシ対策に 加入しましょう！！

**27年産 から対象者要件が変わります！**

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者は、**27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者であればよく、いずれも規模要件はかかりません。担い手の方が幅広く参加できるようになります。**

まだ認定農業者等の担い手となっていない方は、**27年産の加入申請期限（27年6月末）**までに、認定農業者や認定新規就農者となつていただくか、集落営農を組織して参加していただくこと等が必要です。お早めに準備をお願いします！

## 認定農業者になるには？

自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

認定に際しては、一律の規模要件や年齢制限は設けないこととしてます。もし認定する市町村で規模要件や年齢制限を設けている場合は、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うようにする予定です。

## 認定新規就農者になるには？

経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

既に知事から就農計画の認定を受けていた認定就農者は、改めて認定新規就農者の認定を受ける必要があります。その際、就農計画の記載内容を変更せず認定を受けようとする場合には、認定手続きの簡素化がなされています。

## 集落営農の要件は？

27年産から、  
① 組織の規約の作成と、  
② 対象作物の共同販売經理の実施  
が要件となります。

この他、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとします。

経営所得安定対策の内容や対象者要件について詳しく知りたい方は、北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課にお問い合わせください。

電話 076-232-4133